令和元年度学校における医療的ケアに関する連絡協議会

看護師を対象とした研修について

～千葉県立特別支援学校における医療的ケアの取組から～

令和元年１２月２５日
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

医療的ケア実施校と対象児童生徒数の推移

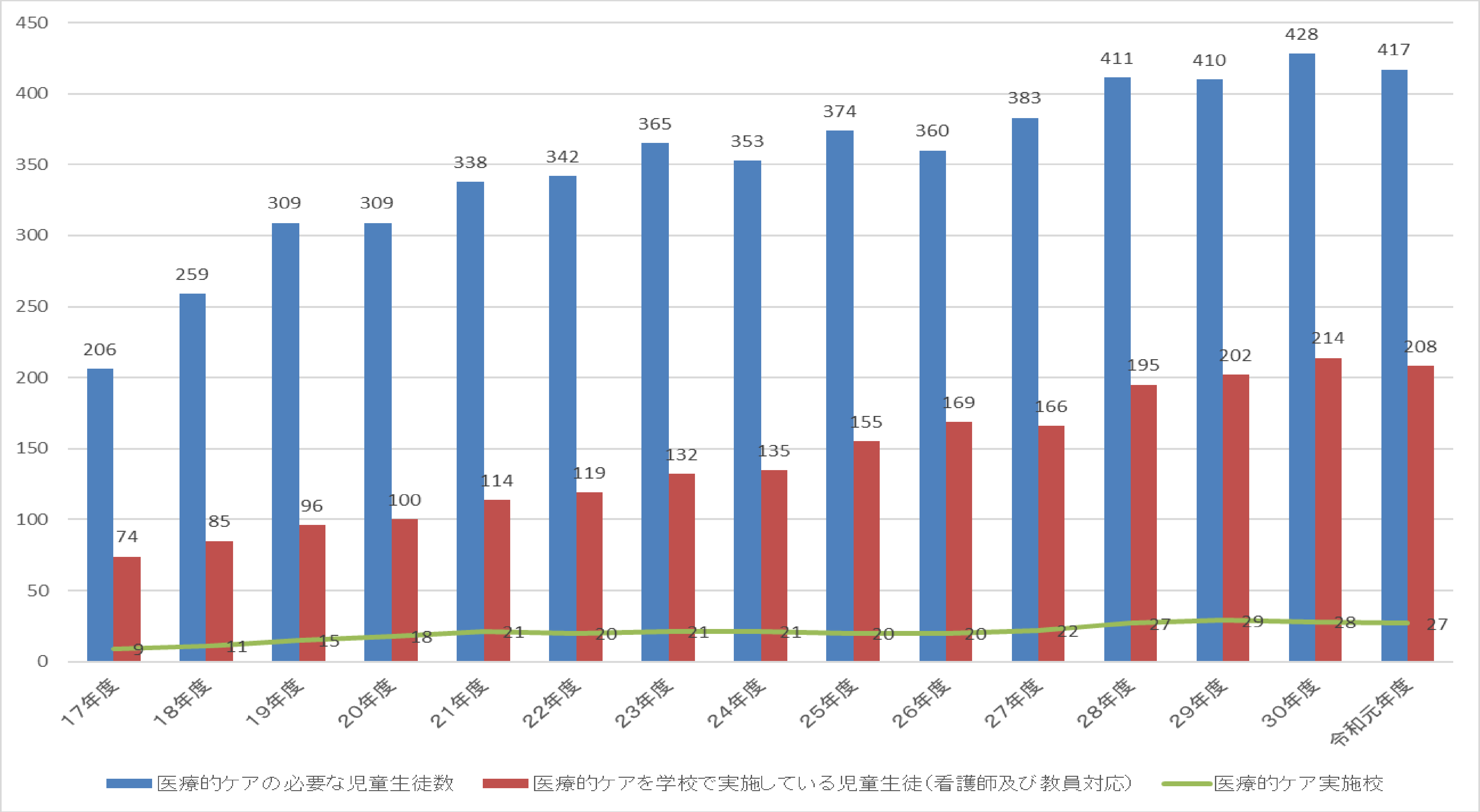

医療的ケアの実施内容

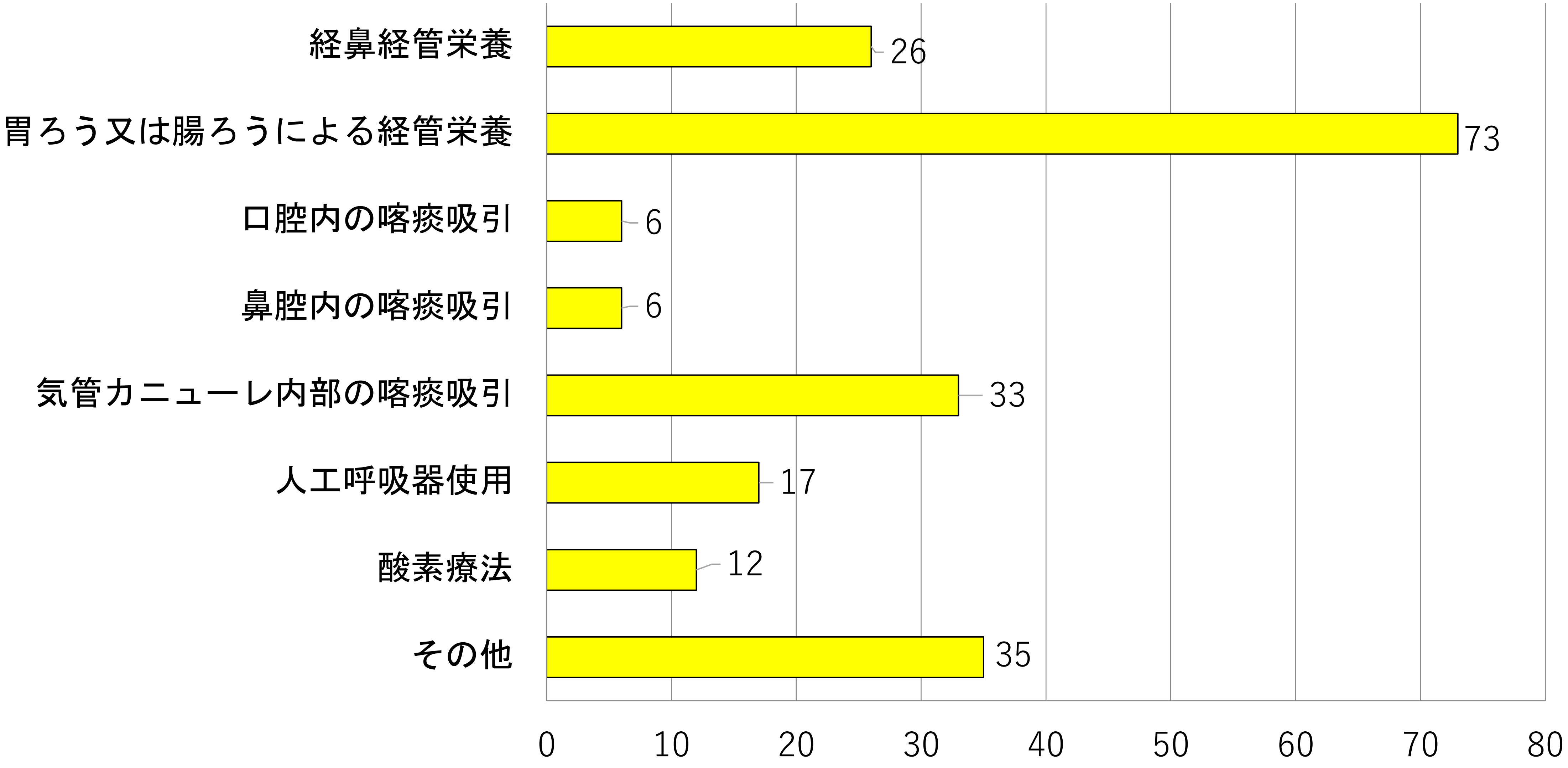

令和元年５月１日現在２０８名の児童生徒が校内で医療ケアを実施している。
複数のケアを必要としている児童生徒については、主なものを１つカウントした。

千葉県立特別支援学校における看護師の配置

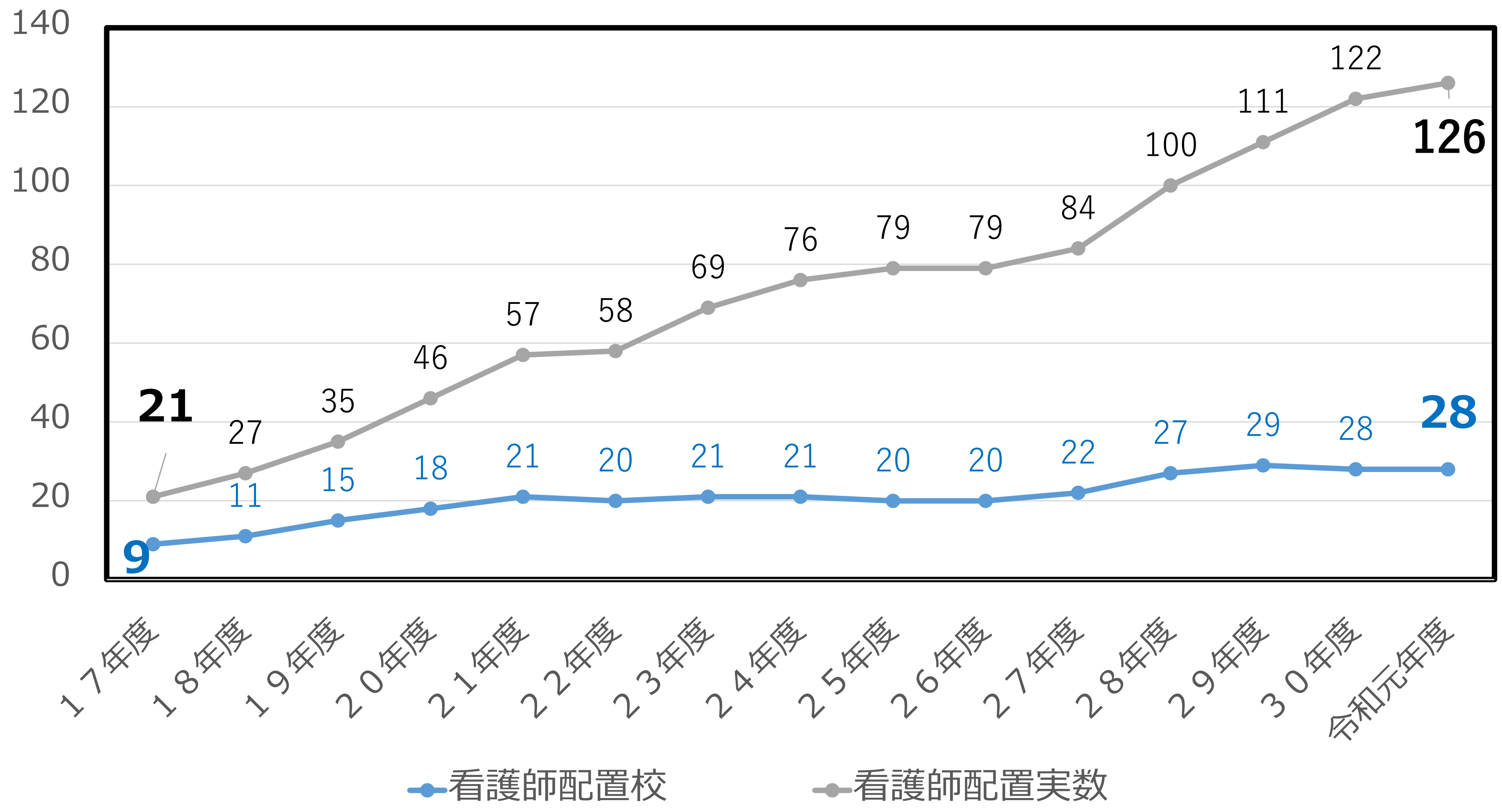

千葉県立特別支援学校における医療的ケア

自立活動

医療的ケアとは、**学校の教育課程**に基づき、医療的ケア指導医の指導・助言の下で**看護師と教員が連携協働して行う**日常的・応急的手当てのことである。

（医療的ケアの必要な児童生徒等のための支援事業実施要綱第２条より）

千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン

〇対応の原則
〇医療的ケアの内容と実施者
〇実施の決定と説明責任
〇関係機関、関係職員の役割
〇研修について
〇緊急時対応等

１１　看護師の役割

（１）看護師は、医療的ケアに関して、教員に指導・助言を行うことができる。

（２）看護師は、医療的ケアの実施に際し、次の事項を行う。

①看護師は、当該児童生徒等の健康状態について十分把握できるよう、事前に保護者及び実情に応じて主治医から、当該児童生徒等の健康状態及び医療的ケア等について説明を受けること。

②看護師による対応に当たっては、定期的及び必要時に医療的ケア指導医及び主治医から、当該児童生徒等に関する必要な指示を受けること。

③医療的ケア実施の際、実施担当教員と協力して実施記録簿に記入し、必要に応じて、保護者に当日の体調等を実施記録簿を基に連絡すること。

④担当教員と協力して、主治医等に対して実施記録に基づいて定期的な報告を行うこと。なお、報告に当たっては事前に校長決裁を得るものとする。

⑤医療的ケア実施の途中、万一異常があれば、養護教諭や実施担当教員と協力して、必要な応急的措置をとること。

「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」より

県立特別支援学校の医療的ケアに関する事業（令和元年度）

医療的ケア運営会議

医師・看護師・保護者・学校長・医療的ケアコーディネーター・養護教諭・関係部局
年２回

実施校連絡協議会

年3回（5月、10月、1月）

医療的ケア実施校　２７校

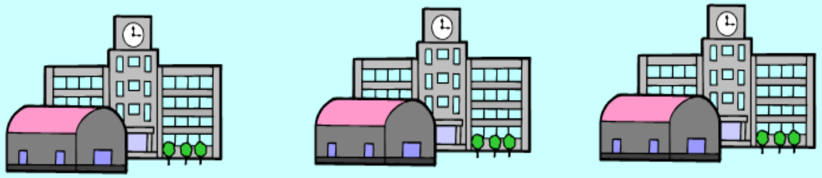

校内検討委員会

校長・教頭・担任等
医療的ケアコーディネーター
養護教諭　看護師　等

学校医
主治医

特別支援学校
看護師等指導事業

医療的ケア
指導医

保護者

医療的ケア
の必要な
児童生徒等

医療的ケア担当者専門性向上研修事業

基本研修

年2回（4日間）

特別非常勤講師（看護師）研修会

年９回（講義・情報交換1回、実技研修８回）

緊急時の連携体制
研修等の協力

地域の病院

障害児医療
福祉機関

看護師研修について

（１）看護師研修の経緯

〇平成１７年度　・特別非常勤講師として９校へ看護師配置
・年３回研修　うち１回は夏季休業中
・千葉リハビリテーションセンターにて実技研修（3グループ計3日間実施）
学年始め休業や夏季休業を活用して実施

〇平成１９年度　・年２回研修
・下志津病院が実技研修先として加わる。（5グループ計5日間）

〇平成２１年度　・夏季実技研修　6グループ計6日間
※平成２２年度から経験年数で実技研修あるいは担当教員研修への参加

〇平成２７年度　・千葉東病院が実技研修先として加わる。（7グループ計7日間）

〇令和元年度現在・年間2回実施。
４月：講義・協議会、７・８月：実技研修（8グループ計8日間）
・夏季休業中の医療的ケア担当教員研修への受講も受け入れている。

参考：平成14～16年度　NPO法人に看護師配置委託（肢体不自由6校）

（２）医療的ケア担当者専門性向上研修

◎特別非常勤講師（看護師）研修会～県教育委員会主催～

ア　第１回研修会　県立特別支援学校特別非常勤講師９６名

目的　県立特別支援学校非常勤講師（看護師）が安全で確実な医療的ケアの実施に資するよう、医療的ケアに係る基本的な知識を習得する。

内容　平成３１年４月３日（水）講義・実践発表・情報交換

〇講義：特別非常勤講師の配置と服務
千葉県の特別支援教育と医療的ケアについて
医療的ケアガイドラインについて

〇実践発表：県立君津特別支援学校の実践

〇グループ別協議及び情報交換

参加者の感想より

・特別支援学校での勤務経験がないため、千葉県の取組を知ることができた。
・看護師の役割を再認識する良い機会となった。
・他校の取組の様子、看護師のかかわり方を知ることができてよかった。
・様々な経験年数の方、学校の方と話ができた。同じ看護師として共有できる悩み、喜びを感じることができた。
・経験年数の長い看護師には、免除してもよい内容がある。
・研修の中で出された質問について、回答してほしい。
・勤務体制等について見直してほしい。

イ　第２回研修会

県立特別支援学校非常勤講師（看護師）を対象に原則、隔年で参加

〈目的〉

県立特別支援学校非常勤講師（看護師）が学校生活において医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する基本的な知識及び援助の方法を習得する。

〈期間〉

夏季休業中（１日×８グループ　計８回）

〈会場〉

千葉県千葉リハビリテーションセンター　３回２１名
独立行政法人国立病院機構　下志津病院　４回２５名
独立行政法人国立病院機構　千葉東病院　１回７名　　計５３名

〈内容〉

〇講義（講師　医師・臨床工学技士）

重症児の病態・医療的ニーズ

人工呼吸器等の理学療法について

〇演習（講師　理学療法士・臨床工学技士）

姿勢管理と肺理学療法、人工呼吸器、カフアシストの取扱い等

〇病棟実習（講師　医師・看護師）

胃ろうチューブ、気管カニューレの交換、

ろう孔部ガーゼ交換、アンビューバックでのバギング等

〇見学

ＩＰＶ，カフアシスト、マーゲンチューブの挿入、摂食介助等

参加者の感想より

・学びたい、体験したい内容を学ぶことができてよかった。
・緊急時しか行わない手技を確認することができた。
・今まで行ってきたケアの根拠をもう一度考えることができた。
・他校の情報なども聞けて、勉強になった。
・一学期を過ぎて、新入生や新しいケアで疑問を持ったことを聞くことができた。
・様々な職種の方から話を聞くことができてよかった。
・毎年受講できるようにしてほしい。

（３）特別支援学校看護師等指導事業

目的：医療的ケア実施校において、医療的ケア指導医が主治医の指示書や校内体制を考慮して、実施の判断を校長に進言したり、看護師や担当教員に該当児童生徒への手技を中心とした個別研修を実施したりする。

実施内容：各学校ごとに、校内検討委員会、見極め、研修会などの年間計画を作成し、計画的に実施する。

成果

・主治医の指示書をもとに、直接、指導医から指導や助言を得ることができる。
・校内の関係者で主治医からの情報や手技の確認を共通理解できる。

課題

・勤務時間の関係から、放課後の話し合いをもつことが難しい。
・個別のケア等で不安がある場合に指導医への相談がすぐに出来難い。など

指導医の役割

（１）県立特別支援学校において医療的ケアを実施する場合、県教育委員会が医療的ケア指導医を依頼する。
（２）医療的ケア指導医は次の業務を行う。
①医療的ケアを必要とする児童生徒等についての相談、指導、手技の確認をする。
②児童生徒等の医療的な配慮全般について、看護師及び研修を受けた教員へ指導・助言する。

（医療的ケアガイドラインより）

その他

〇特定の者対象のたんの吸引研修（第三号研修）の
　指導者研修受講
〇校内における連携体制の構築
　管理職、医療的ケアコーディネーター、担当教員との連携

１０　医療的ケアコーディネーターの役割
　医療的ケアコーディネーターは、次のことを取り扱う。
（１）校内の実施体制の連絡調整役を担う。
（２）主治医、医療的ケア指導医、看護師や関係機関等との連絡・調整役を担う。
（３）保護者との連絡・調整役を担う。
（４）医療的ケアに関する書類全般についての管理・保管を行う。

「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」より

看護師研修の充実に向けて

①今後も長期休業を利用した研修を実施する。
②医療的ケアの意義やガイドラインの理解を進める。
③経験年数や学校の実情に応じた研修の在り方の検討。
④医療機関や福祉部局と連携した研修の充実の在り方を探る。
⑤指導的立場の看護師の在り方についての検討。

すべては子どもたちのために

千葉県マスコットキャラクター　チーバくん

ご清聴ありがとうございました。